

# 福岡市不妊へ悩む方への特定治療支援事業申請の提出書類チェックシート

※ 提出の前に必ず確認してください

申請書類		チェック
必須	(ア) 特定不妊治療支援事業申請書(様式第1号)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦それぞれが<b>記名・押印又は自筆による署名</b>をしていますか？</li> <li>太枠内の記入漏れはありませんか？</li> <li>申請金額は、<b>上限額以内</b>ですか？ 受診等証明書や領収書で申請額の確認ができますか？ ※上限額は治療内容に応じて30万円または10万円(自己負担がこれに満たない場合は、自己負担額まで)</li> <li><b>申請期限は過ぎていませんか？【注意】令和4年度経過措置の申請期限は、令和5年3月31日です。</b> ※治療終了日がR5年1月～R5年3月の場合も、申請期限はR5年3月末です。</li> </ul>	
	(イ) 特定不妊治療支援事業受診証明書(様式第2号) ※治療毎(医療機関毎)に必要	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関の主治医の押印はありますか？[訂正がある場合は主治医の訂正印が必要]</li> </ul> ※男性不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を実施している場合、男性不妊治療の指定医療機関が記載した証明書が必要です。	
	(ウ) 【初回申請時】戸籍謄本(戸籍抄本は不可) ※事実婚の夫婦は下記(カ)～(ク)の書類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回申請ですか？(申請が2回目以降の場合は省略可能です。)</li> <li>※ただし、初回申請以降で戸籍謄本に変更があった場合(事実婚から法律婚など)は、ご提出ください。</li> <li>申請する日から<b>3カ月以内</b>に発行された、原本ですか？</li> <li>外国人同士の夫婦の場合、大使館などが発行した婚姻証明書など婚姻関係が確認できる書類がありますか？</li> </ul>	
	(エ) 領収書の写し(今回の申請に係る治療費分すべて)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診等証明書を記載した医療機関から発行された領収書(または院外処方)ですか？</li> <li>受診等証明書(様式第2号)に記載された治療期間内のものですか？</li> <li><b>受診等証明書(様式第2号)に記載された領収金額と、領収書の合計金額は一致</b>していますか？</li> </ul>	
	(オ) 振込口座の通帳等の写し	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請者名義</b>の個人口座ですか？(旧姓不可)</li> <li><b>金融機関名、口座名義人、口座番号、店番号</b>が確認できますか？(通帳の表紙裏、銀行カード等)</li> </ul>	
該当者のみ	《事実婚の夫婦の場合》【初回申請時】下記(カ)～(ク)の書類	
	(カ) 両人の戸籍謄本または戸籍抄本(重婚でないことを証明する書類)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回申請ですか？(申請が2回目以降の場合は省略可能です。)</li> <li>※ただし、初回申請以降で戸籍謄本に変更があった場合は、ご提出ください。</li> <li>申請する日から<b>3カ月以内</b>に発行された、原本ですか？</li> </ul>	
	(キ) 両人の住民票(住民票上の世帯が同一であることが確認できる書類)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊専門相談センターへ申請書を提出される場合や、福岡市外に住民票がある場合は、住民票(申請する日から<b>3カ月以内</b>の発行された原本)が必要です。 ※福岡市民の方で、各区保健センター健康課へ申請書を提出される場合は、省略可能です。</li> <li>夫婦は住民票上、同一世帯ですか？(別世帯の場合、申立書に理由を記載する必要があります。)</li> <li>※同一世帯と見なすのは、住民票の続柄が、「世帯主」と「夫(未届)」または「妻(未届)」の場合、もしくは「世帯主」と「同居人」の場合です。</li> </ul>	
	(ク) 事実婚関係にある申立書(様式第3号)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書には夫婦それぞれが<b>記名・押印又は自筆による署名</b>しましたか？</li> </ul>	
	《出産により助成回数のリセットをする場合》【出産後の初回申請時】	
	(ケ) 出産が確認できる書類(戸籍謄本等)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>出産後、初めての申請</b>ですか？助成回数をリセットする場合は、戸籍謄本(出産後のもの)が必要です。 ※過去に助成を受けた後、出産(12週以降の死産含む)により、過去の助成回数をリセットできます。</li> <li>12週以降の死産の場合は、死産届の写しまたは母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等が必要です。</li> </ul>	
(コ) 《夫婦のいずれかが市外在住の場合》住所要件に関する申立書(参考様式)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦いずれかが福岡市外に住民票がある場合は、<b>福岡市だけに申請</b>をする旨の、申立書が必要です。</li> </ul>		

※ 申請窓口へお越しの際は、申請印(認印)をお持ち下さい。 ※申請書が自筆による署名の場合は不要です。